

1. 建学の精神

教育・文化を通して地域社会、国家の発展に寄与する

2. 教育目的

本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び第125条の規定に基づき、高等学校教育の基礎の上に工業関係、商業実務関係及び文化教養関係の知識と技能を授ける専門課程を設置し、人格の陶冶をはかり、社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

3. 教育目標及び方針

(1) 「魅力ある人間力の習得」

相互啓発力・公共心・コミュニケーションスキルなどの対人関係力の習得
主体性を持ち、創造する力や自分らしい生き方を追求する能力の習得
自立する力とレジリエンス能力などの総合的能力の習得

(2) 「プロフェッショナルの育成」

高度な技術と深い知識の習得
自信を持たせる教育の実践

(3) 「社会人基礎的能力の習得」

気持ちの良い挨拶の習得
相手の気持ちを理解できるマナーの習得

4. 校長名、所在地、連絡先等

校長名 渡邊 吉一
所在地 栃木県小山市三峯1丁目10番21号
連絡先 TEL 0285-28-0777

5. 学院、学校の沿革、歴史

- 1985年 学校法人TBC学院設立
宇都宮市に「国際情報ビジネス専門学校（専門課程）」を開校
- 1989年 「国際情報ビジネス専門学校（高等課程）」を開校
- 1990年 大田原市に「大田原情報ビジネス専門学校（専門課程）」を開校
- 1991年 小山市に「国際テクニカルデザイン専門学校（専門課程）」を開校
- 1992年 小山市に「国際テクニカル調理師専修学校（高等課程）」を開校
- 1995年 「大田原情報ビジネス専門学校」から「専門学校国際スクールオブビジネス」
に校名変更
- 1996年 「国際情報ビジネス専門学校（高等課程）」の今泉校舎完成

- 「国際テクニカル調理師専修学校」から「国際テクニカル調理師専門学校」に校名を変更し、調理分野の専門課程を設置
「専門学校国際スクールオブビジネス（高等課程）」を開校
- 1999年 宇都宮市に「国際介護福祉専門学校（専門課程）」を開校
「国際情報ビジネス専門学校」に「メイク&スタイリスト学科」を開設
- 2005年 宇都宮市に「国際ファッションビューティ専門学校（専門課程）」を開校
宇都宮市に「国際ペット総合専門学校（専門課程）」を開校
- 2006年 宇都宮市に「国際ティビィシィ看護専門学校（専門課程）」を開校
小山市に「国際テクニカル美容専門学校（専門課程）」を開校
- 2007年 「専門学校国際スクールオブビジネス」から「国際自動車・ビューティ専門学校」に校名変更
- 2008年 「国際テクニカルデザイン専門学校」から「国際テクニカルデザイン・自動車専門学校」に校名変更
- 2012年 宇都宮市に「国際テクニカル調理師専門学校宇都宮校」を開校
宇都宮市に「国際テクニカル理容美容専門学校」を開校
「国際情報ビジネス専門学校（高等課程）」から「国際TBC高等専修学校」に校名を変更
- 2015年 小山市に「国際ティビィシィ小山看護専門学校」を開校
- 2016年 「国際テクニカル調理師専門学校宇都宮校」から「国際テクニカル調理製菓専門学校」に校名変更
「国際テクニカル調理師専門学校」から「国際TBC調理・パティシエ専門学校」に校名変更
- 2019年 「国際介護福祉専門学校」から「国際看護介護保育専門学校」に校名変更

6. 各学科等の教育

(1) 入学者数、入学定員、在学総数

<国際テクニカルデザイン・自動車専門学校>

学科名	コース名	入学定員	入学者数	在籍総数
一級自動車整備士学科	一級自動車整備コース	20	7	30
自動車整備学科	二級自動車整備コース	40	24	53

(2) 進級・卒業要件等（成績評価基準、卒業・修了の認定基準等）

- 1) 各授業科目の成績評価は、A. B. C. Dの4段階とし、C以上を合格として単位を認定する。
- 2) 各授業科目の評価は、出席状況、各種試験、課題報告ならびに必要と認められる学習作業の結果を総合して行う。
- 3) 総合評価は6割以上の得点を持って合格とする。（一級自動車整備士学科3・4年生は7割以上）

- 4) 授業時間のすべてに出席し、科目修了試験に合格することにより科目単位を認定することを基本とする。
- 5) 進級・卒業認定実技試験に合格すること。
- 6) 学費、その他学校納付金の納入が完了していること
- 7) 一級自動車整備士学科3年次への進級条件として、「二級ガソリン自動車整備士」「二級ジーゼル自動車整備士」両方の国家資格取得予定である者を進級対象とする。
- (3) 取得を目指す資格・検定等、及び実績

【一級自動車整備士学科】

資格・検定名称	2022年度合格者数
一級小型自動車整備士（筆記）	5
一級小型自動車整備士（口述）	5

【自動車整備学科】

資格・検定名称	2022年度合格者数
二級ガソリン自動車整備士	49
二級ジーゼル自動車整備士	49

- (4) 授業科目等の概要

【一級自動車整備士学科】

（工業専門課程 一級自動車整備士学科）令和5年度										
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法		
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技
○			ジーゼル1	内燃機関の分類、ジーゼルエンジン、本体の構造・機能、潤滑装置、冷却装置、燃料装置、吸排気装置、電気装置、燃料及び潤滑剤、エンジンの点検整備	1通	30	1	○		
○			ガソリン1	内燃機関の分類、4サイクル・2サイクル、エンジン本体の構造・機能、潤滑装置、冷却装置、吸排気装置、電子制御装置概要、燃料系統、点火系統 制御系等、エンジンの点検整備	1通	81	3	○		

○			シャシ 1	総論、アクスル及びサスペンション、ホイール及びタイヤ、ブレーキ装置、フレーム及びボデー、潤滑及び潤滑剤、動力伝達装置、ステアリング装置、ホイールアライメント、シャシの点検・整備	1通	75	2	○		
○			力学・数学 1	速度、加速度、軸トルク、駆動トルク、排気量、圧縮比、平均ピストンスピード、自動車の荷重、レッカー車の荷重、パスカルの原理、圧力、車速、出力、トルクコンバータの性能曲線	1通	42	1	○		
○			電装 1	電気の基礎、磁気の基礎、半導体の基礎、モータ、発電機、バッテリー、点火装置、ボディ電装	1通	72	2	○		
○			工学	自動車の概要、構造、材料、機械要素、燃料及び潤滑剤、基礎的な原理原則、諸元	1通	30	1	○		
		○	二輪自動車 1	二輪エンジン内燃機関、二輪シャシ、二輪電気装置	1前	21	1	○		
○			整備機器	整備の基礎知識、基本作業工具、測定作業機器、エンジン点検作業機器、シャシ点検作業機器、充電作業機器、清掃・洗浄作業機器、給油作業機器、昇降作業機器、その他の作業機器	1通	36	1	○		
○			工作作業-1	エンジンベンチ製作	1後	35	1			○
○			測定作業-1	ダイヤルゲージ、ノギス・マイクロゲージ・定盤等使用法、シリンダボアゲージの使用法・シリンダボア測定、シリンダヘッド・ブロックの歪み点検、各計測機器にて測定	1後	49	2			○
○			エンジン整備作業-1	日常点検、リフトアップ、エンジンオイル交換作業、車両周りの点検作業、冷却装置、各ベルト類の点検、交換、調整作業、エンジン分解	1前	105	3			○
○			エンジン整備作業-2	潤滑装置・冷却装置、タイミングベルト・ラジエータ脱着、エア抜き作業	1後	105	3			○
○			シャシ整備作業-1	FF ミッション分解・組立、ディファレンシャルの分解・組立、フロントサスペンション脱着、リヤサスペンション脱着	1前	105	3			○

○			シャシ整備 作業-2	パワーステアリング種類・作動、分解・組立、 実車からの脱着、ホイール・アライメント、エ ア・サスペンション	1 後	105	3			○
○			電装品整備 作業-1	電気の種類、サーキットテスター作成、スター タ作動、スタータ分解・組立・点検、実車から の脱着、車上点検、スタータ性能試験方法	1 前	105	3			○
○			故障探究作 業-1	12ヶ月定期点検整備 付加作業	1 後	140	4			○
		○	二輪自動車 整備作業-1	750cc バイク取り回し練習、エンジン分解・組 付、バイクタイヤ脱着、チェーン調整、フロン トフォーク分解・組付	1 前	28	1			○
○			自動車検査 作業-1	車両のジャッキアップ作業 使用工具の名称、使い方 タイヤ脱着作業	1 後	35	1			○
○			力学・数学2	基礎的な原理・法則、自動車の諸元、国家試験 過去問題 演習	2 通	30	1	○		
		○	二輪自動車 2	燃料及び潤滑剤、整備・検査・点検、故障原因 探求	2 前	24	1	○		
○			ジーゼル2	総論、エンジン本体、潤滑装置、冷却装置、燃 料装置、吸排気装置、電気装置、燃料及び潤滑 剤、エンジンの点検・整備、故障探求	2 通	42	1	○		
○			ガソリン2	総論、自動車の材料・機械要素、基礎的な原理、 法則、自動車の諸元	2 通	96	3	○		
○			シャシ2	総論、安全装置及び付属品、潤滑及び潤滑剤、 保安基準適合性確保の点検	2 通	87	3	○		
○			電装2	計器、ホーン、ワイパー、ウォッシャー、警報 装置	2 通	39	1	○		
○			故障探求	故障と探求、ガソリン・電子制御装置・ジーゼ ル・電装品・シャシの故障原因探求、ハイブリ ッド車の診断・整備、外部診断機の活用	2 通	42	1	○		

○			検査 1	道路運送車両法の保安基準、自動車の構造、自動車の装置、原動機及びシャシ関係、自動車の諸元	2 通	32	1	○		
○			法規 1	道路運送車両法、自動車の種類、登録制度、保安基準、点検整備制度、検査制度、認証制度、指定制度、	2 通	20	1	○		
○			エンジン整備作業-3	インジェクションポンプ分解・組立、インジェクションノズル、予熱装置	2 前	105	3			○
○			シャシ整備作業-3	トルクコンバータの脱着、A/Tの分解・組付、A/Tの脱着、A/Tオイルの交換作業、車上点検	2 前	105	3			○
○			電装品整備作業-2	エアコンの点検・整備、配線図の見方、配線色、各種スイッチ類、リレーの点検、電気回路図の作成	2 前	105	3			○
○			故障探究作業-2	エンジン脱着及びO/H、走行試運転、24ヶ月定期点検、故障探究	2 後	140	4			○
		○	二輪自動車整備作業-2	エンジンの分解・組付、キャブレター脱着、清掃、分解・組付、調整	2 前	32	1			○
○			自動車検査作業-2	企業実習	2 後	35	1			○
○			自動車新技術 1	ハイブリッド車、無段変速機（CVT）、車両安定制御装置、SRSエア・バッグ及びプリテンショナ・シートベルト	3 通	60	2	○		
○			エンジン 3	電気回路と電子回路の基本、電気・電子回路の測定技術、高度整備技術、高度故障診断技術、高度故障診断技術	3 前	168	5	○		
○			シャシ 3	電子制御式AT、EPS、ABS、オートエアコン、騒音・振動	3 後	210	7	○		
○			サービスマネジメント	自分を大切にする、マナーは誰のために見につける、ハイパフォーマンスを生み出すために、心構え、仕事の進め方、つきあい、ビジネスコンプライアンス、知識、準備と練習	3 前	30	1	○		

○		工作作業-2	課題の制作	3 前	35	1			○
○		測定作業-2	オシロスコープによる電圧波形測定、外部診断器の活用	3 後	35	1			○
○		エンジン整備作業-4	電気回路・電子回路の電圧、抵抗、電流測定	3 前	49	2			○
○		エンジン整備作業-5	サーキット・テスタによる電圧、抵抗、電流測定、オシロスコープによる電圧波形測定、外部診断器の活用	3 前	63	2			○
○		シャシ整備作業-4	ハイブリッド車点検・整備、CVT分解・組立	3 前	42	1			○
○		シャシ整備作業-5	AT、EPSの点検・整備	3 後	49	2			○
○		シャシ整備作業-6	ABS及びVSCの点検・整備	3 後	42	1			○
○		シャシ整備作業-7	振動・騒音に関する故障診断、ノイズ感知テスト、サウンドスコープ、振動・騒音分析器の活用、騒音計、故障診断方法、フラッタ、こもり音・ビート音、	3 後	56	2			○
○		電装品整備作業-3	エア・バッグ等、オート・エアコン	3 後	56	2			○
○		故障探求作業-3	エンジン不具合故障探求	3 前	70	2			○
○		故障探求作業-4	シャシ不具合故障探求	3 後	35	1			○
○		サービスマネージメント実習	お客様対応、車両確認、問診、点検整備作業	3 通	105	3			○

		○	鍍金・塗装	軽鍍金作業・下地処理・塗装・仕上げ	3 前	49	2			○
○			自動車新技術2	圧縮天然ガス自動車、筒内噴射式ガソリンエンジン、コモンレール式高圧燃料噴射システム	4 前	30	1	○		
○			総合診断	自動車整備に関する総合診断、応酬話法	4 前	36	1	○		
○			環境・安全	地球規模の環境安全と必要性、資源の有効利用、産廃処理の影響と対応、PRTR 法、固定施設における環境保全、安全管理の意義、災害のあらまし、災害防止、応急処置についての心得	4 前	24	1	○		
○			機器取扱	オシロスコープ、外部診断機	4 前	18	1	○		
○			検査2	道路運送車両の保安基準（使用過程にある自動車の保安基準の細目を定める告示）	4 前	36	1	○		
○			法規2	道路運送車両法、総則、自動車の登録等、点検及び整備、検査等、整備事業、雑則、施行規則の別表、点検基準	4 前	24	1	○		
○			エンジン整備作業-6	直接噴射式エンジン分解・組み付け、構造・作動、コモンレールエンジン分解・組み付け、構造・作動	4 前	56	2			○
○			自動車検査作業-3	24か月定期点検整備、自動車検査の実務、サイドスリップテスト、ブレーキテスト、スピードテスト、ヘッドライトテスト、CO・HC テスタ、オパシメーター	4 前	35	1			○
		○	鍍金・塗装	軽鍍金作業・下地処理・塗装・仕上げ	4 前	56	2			○
○			企業体験実習-1	整備に携わる業務を行う企業にて実習を行い、整備の実務に必要な知識を学ぶと共に、ビジネスマナーを身に付ける。また、一級自動車整備士として、必要な知識・技術の習得を目指す。	4 前	105	3			○

○		企業体験実習-2	整備に携わる業務を行う企業にて実習を行い、整備の実務に必要な知識を学ぶと共に、ビジネスマナーを身に付ける。また、一級自動車整備士として、必要な知識・技術の習得を目指す。	4後	105	3			○
○		評価実習-1	体験実習での経験を生かし、点検整備作業、故障探究作業に取り組む	4前	245	8			○
○		評価実習-2	体験実習での経験を生かし、点検整備作業、故障探究作業に取り組む	4後	364	11			○
合計			63 科目	4421 単位 (単位時間)					

【自動車整備学科】

(工業専門課程 自動車整備学科) 令和5年度										
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法		
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技
○			ジーゼル1	内燃機関の分類、ジーゼルエンジン、本体の構造・機能、潤滑装置、冷却装置、燃料装置、吸排気装置、電気装置、燃料及び潤滑剤、エンジンの点検整備	1通	30	1	○		
○			ガソリン1	内燃機関の分類、4サイクル・2サイクル、エンジン本体の構造・機能、潤滑装置、冷却装置、吸排気装置、電子制御装置概要、燃料系統、点火系統 制御系等、エンジンの点検整備	1通	81	3	○		
○			シャシ1	総論、アクスル及びサスペンション、ホイール及びタイヤ、ブレーキ装置、フレーム及びボデー、潤滑及び潤滑剤、動力伝達装置、ステアリング装置、ホイールアライメント、シャシの点検・整備	1通	75	2	○		
○			力学・数学1	速度、加速度、軸トルク、駆動トルク、排気量、圧縮比、平均ピストンスピード、自動車の荷重、レッカー車の荷重、パスカルの原理、圧力、車速、出力、トルクコンバータの性能曲線	1通	42	1	○		

○			電装 1	電気の基礎、磁気の基礎、半導体の基礎、モータ、発電機、バッテリー、点火装置、ボディ電装	1通	72	2	○		
○			工学	自動車の概要、構造、材料、機械要素、燃料及び潤滑剤、基礎的な原理原則、諸元	1通	30	1	○		
		○	二輪自動車 1	二輪エンジン内燃機関、二輪シャシ、二輪電気装置	1前	21	1	○		
○			整備機器	整備の基礎知識、基本作業工具、測定作業機器、エンジン点検作業機器、シャシ点検作業機器、充電作業機器、清掃・洗浄作業機器、給油作業機器、昇降作業機器、その他の作業機器	1通	36	1	○		
○			工作作業-1	エンジンベンチ製作	1後	35	1			○
○			測定作業-1	ダイヤルゲージ、ノギス・マイクロゲージ・定盤等使用法、シリンダボアゲージの使用法・シリンダボア測定、シリンダヘッド・ブロックの歪み点検、各計測機器にて測定	1後	49	2			○
○			エンジン整備作業-1	日常点検、リフトアップ、エンジンオイル交換作業、車両周りの点検作業、冷却装置、各ベルト類の点検、交換、調整作業、エンジン分解	1前	105	3			○
○			エンジン整備作業-2	潤滑装置・冷却装置、タイミングベルト・ラジエータ脱着、エア抜き作業	1後	105	3			○
○			シャシ整備作業-1	FF ミッション分解・組立、ディファレンシャルの分解・組立、フロントサスペンション脱着、リヤサスペンション脱着	1前	105	3			○
○			シャシ整備作業-2	パワーステアリング種類・作動、分解・組立、実車からの脱着、ホイール・アライメント、エア・サスペンション	1後	105	3			○
○			電装品整備作業-1	電気の種類、サーキットテスター作成、スタータ作動、スタータ分解・組立・点検、実車からの脱着、車上山点検、スタータ性能試験方法	1前	105	3			○
○			故障探究作業-1	12ヶ月定期点検整備 付加作業	1後	140	4			○

		○	二輪自動車 整備作業-1	750cc バイク取り回し練習、エンジン分解・組 付、バイクタイヤ脱着、チェーン調整、フロ ントフォーク分解・組付	1 前	28	1			○
○			自動車検査 作業-1	車両のジャッキアップ作業 使用工具の名称、使い方 タイヤ脱着作業	1 後	35	1			○
○			力学・数学2	基礎的な原理・法則、自動車の諸元、国家試験 過去問題 演習	2 通	30	1	○		
		○	二輪自動車 2	燃料及び潤滑剤、整備・検査・点検、故障原因 探求	2 前	24	1	○		
○			ジーゼル2	総論、エンジン本体、潤滑装置、冷却装置、燃 料装置、吸排気装置、電気装置、燃料及び潤滑 剤、エンジンの点検・整備、故障探求	2 通	42	1	○		
○			ガソリン2	総論、自動車の材料・機械要素、基礎的な原理、 法則、自動車の諸元	2 通	96	3	○		
○			シャシ2	総論、安全装置及び付属品、潤滑及び潤滑剤、 保安基準適合性確保の点検	2 通	87	3	○		
○			電装2	計器、ホーン、ワイパー、ウォッシャー、警報 装置	2 通	39	1	○		
○			故障探求	故障と探求、ガソリン・電子制御装置・ジーゼ ル・電装品・シャシの故障原因探求、ハイブリ ッド車の診断・整備、外部診断機の活用	2 通	42	1	○		
○			検査1	道路運送車両法の保安基準、自動車の構造、自 動車の装置、原動機及びシャシ関係、自動車の 諸元	2 通	32	1	○		
○			法規1	道路運送車両法、自動車の種類、登録制度、保 安基準、点検整備制度、検査制度、認証制度、 指定制度、	2 通	20	1	○		
○			エンジン整 備作業-3	インジェクションポンプ分解・組立、インジェ クションノズル、予熱装置	2 前	105	3			○

○		シャシ整備 作業-3	トルクコンバータの脱着、A/Tの分解・組付、 A/Tの脱着、A/Tオイルの交換作業、車上点検	2 前	105	3			○
○		電装品整備 作業-2	エアコンの点検・整備、配線図の見方、配線色、 各種スイッチ類、リレーの点検、電気回路図の 作成	2 前	105	3			○
○		故障探究作 業-2	エンジン脱着及びO/H、走行試運転、24ヶ 月定期点検、故障探究	2 後	140	4			○
	○	二輪自動車 整備作業-2	エンジンの分解・組付、キャブレター脱着、清 掃、分解・組付、調整	2 前	32	1			○
○		自動車検査 作業-2	企業実習	2 後	35	1			○
合計			33 科目	2133 単位 (単位時間)					

7. 教職員名及び教職員数

校長 1名 渡邊 吉一
副校長 1名 大塚 一弘
教務部長 1名 青木 克文

一級自動車整備士学科 専任教員 7名
自動車整備学科 専任教員 7名

8. キャリア教育・実践的職業教育

(1) キャリア教育への取組状況

- 1) 整備士による実演実習
- 2) インターンシップ
- 3) 地域清掃活動の実施

(2) 実習・実技等の取組状況

【一級自動車整備士学科・自動車整備学科】

授業科目名	故障探究作業－２	授業時数又は単位数	140時間
実施期間	2年次の10月から11月にかけて、20日間（一日7時間）実施する		
実習・演習等の目的及び概要	点検作業の重要性を認識させ、自動車整備士としての視点を持たせることを目的とし、点検作業における故障個所の発見および予防整備の必要性を、実際の故障事例をもとに現場の自動車整備士の指導の下、実習を行う。		
企業等との連携の基本方針	自動車整備業界で必要とされる知識・技能・技術の修得および新たな整備機器の必要性・利用法を学び、より実践的な実習を行うため、現場で活躍する整備士を講師として招き、これからの自動車整備に必要なスキルを把握する。また、地域の企業・自動車整備工場でのインターンシップを実施し、整備工場での実務を体験させていただくことで、整備の知識だけではなく社会人としてのマナー・対応を身に付けさせ、即戦力となれる人材育成を目指すことを基本方針とする。		
企業等との連携内容	実際に活躍する自動車整備士から作業のコツや整備機器の利用法および点検作業の視点を学び、整備技術の向上を図る。		
学修成果の評価方法	故障探究作業では、実習でのレポート及び科目修了実習試験を実施し、実習授業の取り組み状況を総合的に判断し評価する。インターンシップにおいては、実習先担当者の指導の下、自動車整備工場での実務を経験させていただき、学生に日報及び報告書を企業担当者へ提出させ一連の実習を通した所見をご記入いただき、その書類をもとに学修成果の評価を行う。		
実習・演習等計画			
日程	実習・演習等の内容		実施場所
1日目～ 3日目	車検整備に準じた点検整備内容を、点検個所ごとに故障事例を交えながら実習を行う。		校内
4日目～ 9日目	様々な車両を用いて、車検整備に準ずる点検整備ができるよう練習すると共に、設定された故障原因を探る。		校内
10日目	24か月定期点検整備および故障探究作業を試験する。		校内
11日目～ 19日目	公道を走行できる実習車を用いて、エンジン本体およびブレーキ装置各部のオーバーホール作業を行う。		校内
20日目	公道での試運転を行い、確実な作業完了を確認する。		校外
連携する企業等	有限会社 デントリペア小山		

(3) 就職支援等への取組支援

1) 「就職実務」

授業に組み込み、就職についての心構え・就職活動について・履歴書エントリーシートの記入方法・面接指導・礼法訓練・一般常識、作文試験対策などを学習し、就職活動の支援を行う。

2) 就職模擬面接

就職活動が本格化する前に校内で就職模擬面接を実施。服装・立ち居振る舞い・言葉遣い等を指導。

3) 就職資料閲覧

求人票や過去の試験状況などを各学科で管理し、いつでも閲覧することができる。

4) 就職の斡旋・相談

就職担当職員とクラス担任が連携し、就職の斡旋や相談などを行う。

5) 外部講師を招聘し、就職研修の実施

就職専門の外部講師を招聘し、各学科に合わせた就職研修を行う。

6) 卒業前研修の実施

一泊二日でビジネスマナー、グループエンカウンターを行い、社会人としての心構え等身につけさせる。

7) 卒業生の就職の斡旋

再就職を希望する卒業生はキャリアサポートセンターがバックアップし、無料相談を受けることができる。

(4) 様々な教育活動・教育環境

【学校行事】

学校行事	
4月	入学式・オリエンテーション・健康診断
5月	クラス行事
6月	スポーツフェスティバル
7月	夏休み
8月	二輪整備・カスタムペイント専攻授業・サマーフェスティバル
9月	前期期末試験
10月	後期開始
11月	卒業前研修・学校祭
12月	海外（国内）研修旅行・冬休み
1月	就職研修
2月	国家試験対策合宿
3月	卒業式・自動車整備士国家試験

9. 学生の生活支援

(1) 学生支援の組織

クラス担任制にて授業運営。個人面談、保護者面談等で学生の把握、指導を行っています。また、学習指導部、生活指導部、就職指導部を設け、月1回以上のペースで活動し、学校の質の向上、退学防止、就職率の向上に努めています。

(2) 学生支援への取り組み状況

1) 進路・就職に関する支援体制について

- ・就職指導部と担任によるサポート体制
- ・インターンシップを実施
- ・就職研修を実施（面接指導、就職の心構え、履歴書添削）
- ・卒業前研修を実施（就職の心構え、礼法指導、グループ研修）

2) 学生相談に対する体制について

- ・担任による面談を実施
- ・夏休みに3者面談を実施
- ・必要に応じて校長、副校長との面談

3) 学生に対する経済的な支援体制について

- ・公的奨学金を利用可能
- ・状況により学費の分納、延納を認める（条件あり）

4) 学生の健康管理について

- ・毎年定期健康診断を実施
- ・5) 保護者との適切な連携について
- ・夏休み3者面談、学生状況により保護者面談を実施

6) アルバイトの斡旋について

- ・アルバイト求人を公開
- ・7) アパートの斡旋について
- ・提携不動産業者によるアパートの斡旋

8) 卒業生への支援体制について

- ・卒業後就職サポートあり
- ・9) 高校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取り組みについて
- ・高校生職場体験の受け入れ
- ・バス見学会の実施
- ・民活支援

10. 学生納付金・就学支援

(1) 学生納付金の取り扱い

■入学金 全学科 100,000 円

※合格発表日の約1週間後までに金融機関から振り込みにて納入

■授業料・施設設備費（年額）

学科・コース名		授業料	施設設備費	合計
	一級自動車整備士学科	600,000 円	350,000 円	950,000 円
	自動車整備学科	600,000 円	350,000 円	950,000 円

※納入後、やむを得ない理由により入学を辞退する場合には3月末日までにお知らせください。

入学金を除いた学費については返還いたします。

※学費の納入は1年分一括納入が原則ですが、1年分を2分割にて納入することもできます。

※1回目学費3月20日まで、2回目学費8月28日までに納入（1年次、2年次）

■その他納入金

1) 補助活動費（年額）

230,000 円～250,000 円

●教科書代、教材費、行事費、実習費および学生共済等の諸経費

●個人により異なる検定等の費用については別途納入となります

2) 実習服等の実費販売

90,000 円～130,000 円

●実習服・安全靴・帽子・実習用工具

3) 海外（国内）研修旅行積立金

●入学年次の5月から2年次の10月まで毎月20,000円を口座振替にて積立

●旅行先については実施年度の情勢を検討して決定します

（令和4年度実績：沖縄）

(2) 修学支援

1) 家族割引制度

2) 家賃支援制度

3) アパート紹介制度

4) 表彰制度

5) TBC奨学金

11. 学校評価

自己評価・学校関係者評価の結果

下記のアドレスにて情報公開

<https://www.oyama.ac.jp/information.html>

<学校関係者評価委員>

役職名	氏名	所属名・役職名	備考
委員	稲葉 公一	鮎菜	地域代表
委員	神山 八重子	のぞみの会（デ・自，美）会長	P T A
委員	黒川 智英	のぞみの会（調理）会長	P T A
委員	赤荻 一也	ピッツァイオロー アソシエーション	卒業生
委員	酒井 穰	（一・社）栃木県自動車整備振興会 教育技術部長	企業等委員
委員	酒田 守視	亀田自動車株式会社 専務取締役	企業等委員
委員	鈴木 貴嘉	株式会社シンコー 代表取締役社長	企業等委員
委員	蓮見 公男	茨城県印刷工業組合 副理事長	企業等委員
委員	堀田 奈緒	おやまくまる一む デザイナー	企業等委員
委員	秋山 真衣	株式会社 秋人舎 代表取締役	企業等委員
委員	手塚 隆之	栃木県文化協会 事務局長	企業等委員
委員	多田 慎也	株式会社 lifetone music	企業等委員
委員	佐藤 雅人	有限会社 PCCS	企業等委員
委員	小矢島 久雄	全日本司厨士協会 栃木県本部副会長	企業等委員
委員	田中 一夫	和風ダイニング彩華 代表取締役	企業等委員
委員	赤羽 利博	栃木県洋菓子協会 会長	企業等委員
委員	福田 浩己	大和食品株式会社 代表取締役	企業等委員

委員	山本 勝弘	一般財団法人 国際美容協会 東北ブロック支部長	企業等委員
委員	吉田 将人	有限会社マジックコーポレーションリミテッド 取締役社長	企業等委員
委員	志村 恵里佳	エステティックサロン LUANA	企業等委員
委員	鈴木 千春	Heartfulone 代表	企業等委員

※任期 令和5年4月1日～令和6年3月31日

12. 国際連携の状況

留学生入学規定（募集要項）

<出願資格>

- ① 学費納入の可能な方（指定日までに一括納入に限る。尚、分納・延納は不可）
- ② 学校教育通常課程12年以上を卒業した方
- ③ 法務省の告示で定められた日本語教育機関、または大学別科のうち留学生別科において6ヶ月以上の課程を修了または修了予定の方

<出願書類>

- ① 入学願書（当校所定のもの）
- ② 推薦書
- ③ 入学願書副申書（当校所定のもの）
- ④ 日本語学校の出席証明書、成績証明書、卒業見込証明書または卒業証明書
- ⑤ 写真
- ⑥ 最終学歴（出身国）の卒業証明書のコピー
- ⑦ パスポートのコピー
- ⑧ 在留カードのコピー
- ⑨ 保険証のコピー
- ⑩ 日本語能力試験合格者は認定書のコピー
- ⑪ 経費支弁資料
- ⑫ 課税証明
- ⑬ 納税証明

<入学手続き>

必ず本人が持参してください

<入学方法>

- 願書受付期間 令和5年10月1日（日）～令和6年4月5日（金）
- 選考日 入学願書提出後、随時

●選考方法

①書類審査

②面接

③日本語能力テスト（文章・語彙・読解・文法・聴解・作文）

●選考料 20,000円（ただし、学校長による推薦の場合は免除）

<入学金・学費・補助活動費>

●入 学 金 全コース 100,000円

*TBC 学院日本語学科卒業生は免除

●学 費 学費は授業料年額（30万～60万円）と施設設備費を合わせたものです。

●補助活動費 教科書、教材費、諸費用のことです。昨年実績をもとに1年分を当校が指定する日までに納入してください。

国際テクニカルデザイン・自動車専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び第125条の規定に基づき、高等学校教育の上に、工業・商業実務・文化教養関係の知識と技能を授ける専門課程を設置し、人格の陶冶を図り、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(学校の名称)

第2条 本校は、国際テクニカルデザイン・自動車専門学校（以下「本校」という。）という。

(学校の位置)

第3条 本校の位置を栃木県小山市三峯1丁目10番21号に置く。

(課程、学科、修業年限、定員等)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員等は、次のとおりとする。

課程	分野	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備 考
専門課程	工業分野	自動車整備学科	2 年	40 名	80 名	昼間 80 名
		自動車総合ライセンス学科	3 年	10 名	30 名	昼間 30 名
		一級自動車整備士学科	4 年	20 名	80 名	昼間 80 名
	商業実務分野	国際 IT キャリア学科	1.5 年	90 名	180 名	昼間 180 名
			2 年			
			4 年			
		医療事務学科	2 年	30 名	60 名	昼間 60 名
	文化教養分野	デザインクリエイター学科	2 年	40 名	80 名	昼間 80 名
		エンターテインメント学科	2 年	20 名	40 名	昼間 40 名
		e スポーツ学科	2 年	15 名	30 名	昼間 30 名
		日本語学科	1.5 年	20 名	40 名	昼間 40 名
			2 年	20 名	40 名	昼間 40 名

※自動車整備学科及び一級自動車整備士学科には「二級二輪自動車整備士」を併修する2輪整備専攻を設ける。

2. 本校の別科は、次のとおりとする。

科 名	修業期間	総定員	備 考
簿記コース	6カ月	20名	夜間 20名
コンピュータコース	6カ月	20名	夜間 20名
デザインコース	3カ月	20名	夜間 20名
日本語教育コース	1カ月	40名	夜間 40名
eスポーツジュニア教育コース	6カ月	40名	土日夜 40名
You Tuber ジュニア教育コース	6カ月	40名	土日夜 40名
ドローン国家試験対策コース	6カ月	40名	土日 40名

(教職員)

第5条 本校に、次の教職員を置く。

- | | | | |
|----------|------------|------|----------|
| (1) 校長 | | 1名 | |
| (2) 教員 | 専門課程工業関係 | | 6名以上 |
| | 専門課程商業実務関係 | | 7名以上 |
| | 専門課程文化教養関係 | | 7名以上 |
| (3) 講師 | 専門課程工業関係 | | 必要に応じて置く |
| | 専門課程商業実務関係 | | 必要に応じて置く |
| | 専門課程文化教養関係 | | 必要に応じて置く |
| (4) 助手 | | | 必要に応じて置く |
| (5) 事務職員 | | 5名以上 | |
| (6) 学校医 | | | 1名 |

2. なお、日本語学科に、次の教職員を置く。

- | | |
|----------|----------------|
| (1) 主任教員 | 1名 |
| (2) 教員 | 4名以上（うち専任2名以上） |

3. 校長は、校務を処理し、所属職員を監督する。

第2章 学年及び授業日

(学 年)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり修業年限終了年の3月31日に終わる。ただし、国際ITキャリア学科1.5年コース及び日本語学科1.5年コースは10月1日に始まり修業年限終了年の3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 本校の学期は、次のとおりとする。
 前期 4月1日から9月30日まで
 後期 10月1日から3月31日まで

(始業および終業)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、原則として次のとおりとする。

- 専門課程（昼間）は、午前9時から午後4時30分までとする。
 ただし、国際ITキャリア学科と日本語学科については、午前9時00分から午後0時10分（第一部）まで、及び午後1時05分から午後4時15分（第二部）までの二部制とする。
- 別科（夜間）は、午後6時30分から午後8時30分までとする。

(休業日)

第9条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- 土曜日、及び日曜日
- 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 夏季休業日 8月1日から8月31日まで
- 冬季休業日 12月25日から1月7日まで

- (5) 春季休業日 3月18日から 4月 7日まで
- (6) 学院開設記念日 5月 8日

ただし、国際 IT キャリア学科と日本語学科の休業日については以下の通りとする。

- (3) 夏季休業日 8月 1日から 8月17日まで
- (4) 冬季休業日 12月25日から 1月 7日まで
- (5) 春季休業日 3月11日から 4月 2日まで

(休業日の特例)

第10条 指定技能養成を図るための規定授業時間数の確保、国家試験等の受験対策など、特別の事情がある場合は、前条の規定にかかわらず、前条の各号に規定する休業日においても、授業を行うことができる。

第3章 教育課程及び授業時数

(教育課程、授業時数)

第11条 本校における学科ごとの教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。

第1表 自動車整備学科

課程	学科	教育科目	履修科目		年次別履修時間数			備考		
					1年	2年	合計			
			教育科目	科目名称	時間数	時間数	時間数			
専 門 課 程	自 動 車 整 備	一般教育科目	鈹金・塗装	鈹金・塗装（選択）	(49)	(56)	(108)	△		
			国際文化研究	国際文化研究		56	56			
			小 計		0	56	56	△を除く		
		専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学	ジーゼル1		30		360	
					ガソリン1		81			
					シャシ 1		75			
					力学・数学 1		42			
					力学・数学 2			30		
					電装 1		72			
					工学		30			
					二輪自動車 1（選択）	(21)				
			二輪自動車 2（選択）			(24)	(54)	○		
			自動車整備	ジーゼル2		42	306			
				ガソリン2		96				
				シャシ 2		87				
				電装 2		39				
				故障探求		42				
		機器の構造取扱	整備機器	36		36				
		自動車検査	検査		32	32				
		自動車法規	法規		20	20				
		学科計		366	388	754	○を除く			
		実 習	工作作業	工作作業	35		35			
			測定作業	測定作業	49		49			
自動車整備作業	エンジン整備作業-1			105		1,120				
	エンジン整備作業-2			105						
	エンジン整備作業-3				105					
	シャシ整備作業-1			105						
	シャシ整備作業-2			105						
	シャシ整備作業-3				105					
	電装品整備作業-1			105						
電装品整備作業-2			105							
故障探求作業-1		140								

			故障探求作業-2		140		
			二輪自動車整備作業-1 (選択)	(28)		(54)	○
			二輪自動車整備作業-2 (選択)		(32)		
		自動車検査作業	自動車検査作業-1	35		70	
			自動車検査作業-2		35		
		実習計		784	490	1,274	○を除く
合 計	自動車整備学科			1,150	878	2,028	一般科目を除く
	二級自動車整備コース			1,150	934	2,084	
	・2輪整備専攻併修			1,199	990	2,189	○
	・カスタムペイント(钣金塗装)専攻併修			1,199	990	2,189	△

○ (併修)2輪整備専攻

△ (併修)カスタムペイント(钣金塗装)専攻

※併修選択は、どちらか一方のみとする

※表は養成施設の教育時間として作成(50分授業)

第3表 一級自動車整備士学科

課程	学科	教育科目	履修科目		年次別履修時間数					備考	
					1年	2年	3年	4年	合計		
			教育科目	科目名称	時間数	時間数	時間数	時間数	時間数		
専門課程	一級自動車整備士	一般教育科目	钣金・塗装	钣金・塗装（選択）	(49)	(56)	(49)	(56)	(108)	△	
			国際文化研究	国際文化研究		56			56		
			小計		0	56	0	0	56	△を除く	
		専門教育科目	自動車工学	ジーゼル1		30				450	
				ガソリン1		81					
				シャン1		75					
				力学・数学1		42					
				力学・数学2			30				
				電装1		72					
				工学		30					
				自動車新技術 1				60			
				自動車新技術 2					30		
				二輪自動車 1（選択）	(21)						
			二輪自動車 2（選択）			(24)			(54)	○	
			自動車整備	ジーゼル2			42			744	
				ガソリン2			96				
				シャン2			87				
				電装2			39				
				故障探求			42				
				エンジン電子制御				168			
				シャン3				210			
				総合診断					36		
			機器の構造取扱	整備機器	36					54	
機器取扱							18				
自動車検査	検査1				32			68			
	検査2						36				
自動車法規	法規1			20			44				
	法規2					24					
自動車概論	自動車概論						0				

	サービスマネー ジメント	サービスマネー ジメント			30		30	
学科計			366	388	468	168	1,390	○を除く
実 習	工作作業	工作作業-1	35				70	
		工作作業-2			35			
	測定作業	測定作業-1	49				84	
		測定作業-2			35			
	自動車整備作 業	エンジン整備作業-1	105				1,638	
		エンジン整備作業-2	105					
		エンジン整備作業-3		105				
		エンジン整備作業-4			49			
		エンジン整備作業-5			63			
		エンジン整備作業-6				56		
		シャシ整備作業-1	105					
		シャシ整備作業-2	105					
		シャシ整備作業-3		105				
		シャシ整備作業-4			42			
		シャシ整備作業-5			49			
		シャシ整備作業-6			42			
		シャシ整備作業-7			56			
		電装品整備作業-1	105					
		電装品整備作業-2		105				
		電装品整備作業-3			56			
		故障探求作業-1	140					
		故障探求作業-2		140				
		故障探求作業-3			70			
		故障探求作業-4			35			
	二輪自動車整備作業- 1 (選択)	(28)				(54)	○	
	二輪自動車整備作業- 2 (選択)		(32)					
	自動車検査作 業	自動車検査作業-1	35				105.0	
自動車検査作業-2			35					
自動車検査作業-3				35				
サービスマネー ジメント	サービスマネー ジメント 実習			105				
実習計			784	490	637	91	1897.0	○を除く

第4章 単位修得及び卒業の認定

(単位修得の認定)

- 第12条 単位修得の認定は、別に定める本校所定の規定により、学生本人の授業時数に対する出席時数、及び当該科目の成績を評価して校長が行う。
2. 前項の科目の成績評価は、別に定める規定にしたがい、考查成績、学習態度等により査定する。
 3. 校長は、当該学年において、修得すべき本校所定の単位を修得しない学生及び教育上進級を不相当と認める学生については、これを原級に留め置くことができる。
 4. 一級自動車整備士学科では、2年次までに二級自動車整備士養成修了書を授与されること、並びに「二級ガソリン自動車整備士」「二級ジーゼル自動車整備士」両方の国家資格取得予定である者を進級対象とする。ただし、国家資格二科目両方を取得できない時は、自動車整備士養成施設の養成を受けようとする者として扱えなくなるため仮進級となる。その学生については、仮進級者として3年次に留め置き、前述した2つの資格が取得できた場合には、次年度の3年次進級を認める。
 5. 前項の3年次仮進級となった者に関し、一級小型自動車整備士の国家資格取得を希望しない場合は、自動車整備学科（二年課程）への転科手続きを行なうとともに、自動車整備学科卒業生として卒業証書を授与する。

(単位修得証明書の授与)

- 第13条 校長は、各科目の単位を修得した者で、必要があるものに対しては、別に定める様式により単位修得証明書を授与する。

(卒業の認定)

- 第14条 校長は、本校所定の教育課程を修了した者について卒業を認定し、別に定める本校所定の様式による卒業証書を授与する。
- なお、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成24年文部科学省告示第70号）」第2条・第3条に基づく告示を受けた課程を修了したと認めた者で、工業専門課程「自動車整備学科」および「自動車総合ライセンス学科」を修了した者には、専門士（工業専門課程）、商業実務専門課程を修了した者には、専門士（商業実務専門課程）、文化教養専門課程を修了した者には、専門士（文化教養専門課程）の称号を付与、工業専門課程「一級自動車整備士学科」を修了した者には、高度専門士（工業専門課程）の称号を付与、商業実務専門課程「国際ITキャリア学科（4年）」を修了した者には、高度専門士（商業実務専門課程）の称号を付与する。

(卒業証明書の授与)

- 第15条 校長は、本校を卒業した者で、必要があるものに対しては、別に定める様式により卒業証明書を授与する。

第5章 入学、休学、退学等

(入学志願の資格)

- 第16条 本校の専門課程に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 高等学校を卒業した者、または卒業見込みの者
 - (2) 高等学校に準ずる学校を卒業した者、または卒業見込みの者
 - (3) 前各号に準ずる学力を有する者で、校長が相当と認めた者
 - (4) 文部科学大臣の定めるところにより、前各号と同等以上の学力を有すると認められた者

(入学の時期)

- 第17条 本校の入学時期は、年度の初めとする。ただし、国際ITキャリア学科1.5年コース及び日本語学科1.5年コースは、入学時期を10月とする。

(入学手続き)

- 第18条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。
- (1) 本校に入学しようとする者は、本校所定の入学願書に必要事項を記載して、別に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
 - (2) 前号の手続きを完了した者に対して入学試験を行ない、入学者を決定する。
 - (3) 本校に入学を許可された者は、別に定める期間内に第32条の入学金を添え、入学の手続きをとらなければならない。

(編入学)

- 第19条 他の大学、短期大学又は専門学校等を卒業、修了又は退学した者が、本校の相当年次に編入学を希望する場合には、校長はその理由及び学力等を審査し、入学の可否を決定する。

2. 本校において自動車整備学科および自動車総合ライセンス学科では、1年終了時及び2年終了時に一級自動車整備士学科への編入を希望する場合、校長はその理由、学力及び取得資格等を審査し、編入の可否を決定する。
 - (1) 1年終了時編入の場合は、1学年で指定されているすべての単位を取得していることが最低条件となる。
 - (2) 2年終了時編入の場合は、2学年で指定されているすべての単位を取得していること及び「二級ガソリン自動車整備士」「二級ジーゼル自動車整備士」両方の国家資格取得予定であることが最低条件となる。

(休学及び復学)

- 第20条 学生が、心身の故障その他真にやむを得ない事由により、引き続き3週間以上出席し難いときは、予め期間を定めて本校所定の様式による休学願を提出し、休学を申し出ることができる。この場合、休学の事由を証するに足る書類を添えなければならない。

2. 休学の期間は1年以内とする。この期間を超えた者については、退学したものとみなす。
3. 休学の期間が満了し、又は休学期間中に休学の事由がなくなった場合は、そのことを証するに足る書類を添えて、本校所定の様式により校長に復学を願い出なければならない。

(再入学)

- 第21条 退学した者が、退学した後1年以内において再入学しようとするときは、本校所定の様式による再入学願を校長に提出しなければならない。

2. 前項の規定による再入学の願いがあった場合は、校長は、特別の事由があると認め、かつ教育上支障がない場合に限り、これを許可することができる。

(退学)

- 第22条 本校から退学しようとする者は、本校所定の様式による退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(保証人)

- 第23条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、本校に対して、学生に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

2. 校長は、保証人が適当でないと認めるときは、これを変更させることができる。

(保護者等及び保証人の異動)

- 第24条 保護者等は、自己、学生、又は保証人が、住所又は氏名を変更したときは、本校所定の様式により、速やかに校長に届けなければならない。

2. 在学保証書を提出した保護者等又は保証人が、死亡し、又はその資格を失ったときは、保護者等又は新たに保護者等になった者は、改めて在学保証書を提出しなければならない。

(出席停止)

- 第25条 校長は、感染症にかかり、又は、そのおそれがあり、他の学生の教育に妨げがあると認

める学生があるときは、その出席停止を命ずることができる。

2. 学生が相当期間所定の学費を納めない場合には、除籍処置を行う前に出席停止を命ずることができる。

(除籍)

第26条 第25条第2項の規則に基づき出席停止を行った後においても依然として学費若しくはその他必要な納入金を納めない場合、又は、行方不明等で学費等の請求が不可能であると認められる場合には、当該学生を除籍とする。

第6章 学生の諸活動

(学生の活動)

第27条 学生は、定められた教育活動に基づく諸活動の実施に当たっては、その本分を自覚して教育目標の具現及び達成に、努めなければならない。

2. 学生が会員となって組織される学友会等の諸団体の活動とその運営については、校長が承認した、別に定めるそれぞれの会則によらなければならない。

(学生心得及び諸規定の遵守)

第28条 学生は、規律ある学校生活を営むため、別に定める学生心得及び諸規定を守らなければならない。

第7章 施設・設備の利用及び管理

(施設・設備の利用、管理)

第29条 職員及び学生は、学校の施設・設備を十分活用するとともに、その適切な保全及び管理に努めるものとする。

2. 施設・設備の利用及び管理に関する規定については校長が別に定める。
3. 寄宿舎に関する事項については校長が別に定める。

第8章 賞 罰

(褒 賞)

第30条 校長は、別に定める褒賞に関する規定に基づき、他の模範と認められる学生を表彰することができる。

(懲 戒)

第31条 校長は、学生としてふさわしくない行為をなした者に対しては、訓告、停学又は退学の処分を行なうことができる。
ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 入学金、授業料等学費の徴収

(入学金、授業料等の学費)

第32条 本校の入学金、授業料及び施設・設備費の学費は、次のとおりとする。

学 科		入学金	授業料 (年額)	施設・設備費 (年額)
専 門 課 程	自動車整備学科	100,000 円	600,000 円	350,000 円
	自動車総合ライセンス学科	100,000 円	600,000 円	350,000 円
	一級自動車整備士学科	100,000 円	600,000 円	350,000 円
	国際 IT キャリア学科	100,000 円	600,000 円	230,000 円
	医療事務学科	100,000 円	600,000 円	210,000 円
	デザインクリエイター学科	100,000 円	600,000 円	280,000 円
	エンターテインメント学科	100,000 円	600,000 円	300,000 円
	e スポーツ学科	100,000 円	600,000 円	300,000 円
	日本語学科	50,000 円	560,000 円	

(費用徴収)

第33条 校長は、学校の施設・設備等を毀損し、又は忘失した者に、原状に復させ、又は原状に復するための費用を負担させることができる。

第10章 細則、その他

(細 則)

第34条 この学則の施行及び本校の管理・運営に必要な細則は、校長が別に定める。

(健康診断)

第35条 健康診断は、別に定めるところにより、年1回実施する。

付 則
1 この学則は、平成3年 10月1日から実施する。

付 則
1 この学則は、平成4年4月1日から実施する。
2 旧年度に入学した学生については、旧学則を踏まえながら、本学則への合法的な移行を図るものとする。

付 則
1 この学則は、平成5年 4月1日から実施する。

付 則
1 この学則は、平成5年 10月1日から実施する。

付 則
1 この学則は、平成6年 4月1日から実施する。

付 則
1 この学則は、平成7年 4月1日から実施する。

付 則

- 1 この学則は、平成8年 4月1日から実施する。
- 付 則
1 この学則は、平成9年 4月1日から実施する。
- 付 則
1 この学則は、平成10年 1月1日から実施する。
- 付 則
1 この学則は、平成10年 4月1日から実施する。
- 付 則
1 この学則は、平成11年 4月1日から実施する。
- 付 則
1 この学則は、平成12年 4月1日から実施する。
- 付 則
1 この学則は、平成13年 4月1日から実施する。
- 付 則
1 この学則は、平成14年 4月1日から実施する。
- 付 則
1 この学則は、平成15年 4月1日から実施する。
- 付 則
1 この学則は、平成15年 10月1日から実施する。
- 付 則
1 この学則は、平成16年 4月1日から実施する。
- 付 則
1 この学則は、平成17年 4月1日から実施する。
- 付 則
1 この学則は、平成18年 4月1日から実施する。
- 付 則
1 この学則は、平成19年 4月1日から実施する。
- 付 則
1 この学則は、平成20年 4月1日から実施する。
ただし、平成19年度以前の入学者に対しては、第2条の規定を除き従前の規定を適用する。
- 付 則
1 この学則は、平成21年 4月1日から実施する。
ただし、平成20年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。
- 付 則
1 この学則は、平成22年 4月1日から実施する。
ただし、平成21年度以前の入学者に対しては、第11条に定める教育課程及び授業時数については、なお従前の規定を適用する。
- 付 則
1 この学則は、平成23年 4月1日から実施する。
ただし、平成22年度以前の入学者に対しては、第11条に定める規定のみ、引続き従前の規定を適用する。
- 付 則
1 この学則は、平成24年 4月1日から実施する。
ただし、平成23年度以前の入学者に対しては、第11条に定める規定のみ、引続き

従前の規定を適用する。

- 付 則
1 この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から実施する。
ただし、平成 24 年 9 月 30 日以前の入学者に対しては、第 1 1 条に定める規定のみ、引続き従前の規定を適用する。
- 付 則
1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、平成 24 年度以前の入学者に対しては、第 1 1 条に定める規定のみ、引続き従前の規定を適用する。
- 付 則
1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、平成 25 年度以前の入学者に対しては、第 4 条、第 1 1 条、第 3 2 条については従前の規定を適用する。
- 付 則
1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、平成 26 年度以前の入学者に対しては、第 1 1 条に定める規定のみ、引続き従前の規定を適用する。
- 付 則
1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、平成 27 年度以前の入学者に対しては、第 1 1 条に定める規定のみ、引続き従前の規定を適用する。
- 付 則
1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、平成 28 年度以前の入学者に対しては、第 1 1 条に定める規定のみ、引続き従前の規定を適用する。
- 付 則
1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、平成 29 年度以前の入学者に対しては、第 1 1 条に定める規定のみ、引続き従前の規定を適用する。
- 付 則
1 この学則は、平成 30 年 10 月 1 日から実施する。
ただし、平成 29 年度以前の入学者に対しては、第 1 1 条に定める規定のみ、引続き従前の規定を適用する。
- 付 則
1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、平成 30 年度以前の入学者に対しては、第 1 1 条に定める規定のみ、引続き従前の規定を適用する。
- 付 則
1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、令和元年度以前の入学者に対しては、第 4 条、第 1 1 条、第 3 2 条については従前の規定を適用する。
- 付 則
1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、令和 2 年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。
- 付 則
1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、令和 3 年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

付 則
1

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、令和 4 年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。